

第89回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時

開催場所 東京都大田区蒲田5丁目37番1号
ニッセイアロマススクエアビル17階
当社本店会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 株式併合の件
- 第4号議案 定款の一部変更の件
- 第5号議案 役員賞与支給の件

議決権行使期限

株主総会当日にご出席おさしつかえの場合は、同封の議決権行使書のご返送により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

行使期限：平成27年6月24日（水曜日）午後5時30分

高砂香料工業株式会社

証券コード：4914



目次

第89回定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	2
連結計算書類等	24
計算書類等	28
株主総会参考書類	34
株主総会会場ご案内図	裏表紙

(証券コード4914)
平成27年6月5日

株 主 各 位

東京都大田区蒲田5丁目37番1号

高 砂 香 料 工 業 株 式 会 社

取締役社長 桝 村 聡

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権の行使ができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成27年6月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

- | | |
|------------|--|
| 1. 日 時 | 平成27年6月25日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都大田区蒲田5丁目37番1号
ニッセイアロマスクエアビル17階
当社本店会議室（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください） |
| 3. 会議の目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第89期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第89期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第3号議案 | 株式併合の件 |
| 第4号議案 | 定款の一部変更の件 |
| 第5号議案 | 役員賞与支給の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に記載すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.takasago.com>）に掲載しておりますので本添付書類には記載していません。なお、当社監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成する際に監査いたしました連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、当該「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
 - ◎ また株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.takasago.com>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、一部地域での地政学リスクの高まり、原油安や牽引役となってきた一部新興国での成長鈍化など、依然として先行きが不透明な状況となっております。

わが国経済は、政府の景気刺激策や日銀の金融政策を背景に、輸出産業を中心に改善が見られ景気回復の広がりを見せております。

香料業界においては、中国や東南アジア他の成長市場が順調に推移しております。また一方でグローバル環境におけるシェア争いや、市場が成熟している国内での事業展開など、内外ともに非常に厳しい競争環境が続いております。

平成25年4月に発生した、当社平塚工場のフレーバー製造棟においての火災事故以降、安定供給と安定操業の基盤となる「安全は全てに優先する」という安全文化の認識を当社グループ全体に徹底してまいりました。

このような中、当社グループは「信頼される商品を生産し続けることにより、グローバル市場でのトップクラスの香料会社を目指す。」の経営基本方針の下、中期経営計画『NEW TAKASAGO GLOBAL PLAN (GP-2)』（2012-2014年度）に取り組み、世界28の国と地域における堅固なグローバル連結経営により事業を推進いたしました。

当連結会計年度の売上高は、アジア子会社等が好調に推移したことにより、前期比0.5%増の131,653百万円となりました。利益面は、営業利益は前期比41.8%減の3,144百万円、経常利益は前期比34.4%減の3,893百万円となりました。また、当期純利益は前期比15.7%減の2,549百万円となりました。

(部門別の概況)

〔フレーバー部門〕

当部門は飲料、アイスクリーム、製菓、調理加工食品、タバコ等に使用される香料及びその関連商品からなっております。当連結会計年度の売上高は、アジア子会社が好調に推移したものの、当社が低調に推移し、78,355百万円（前期比0.8%減）となりました。

〔フレグランス部門〕

当部門は主に洗剤、香粧品、芳香剤等に使用される香料及びその関連商品からなっております。当連結会計年度の売上高は、フランス及び中国子会社が好調に推移したことにより、36,553百万円（前期比10.0%増）となりました。

〔アロマケミカル部門〕

当部門はメントール、ムスク等の合成香料（アロマケミカル）からなっております。当連結会計年度の売上高は、主力品メントールが前期を下回り、9,908百万円（前期比2.7%減）となりました。

〔ファインケミカル部門〕

当部門は医薬中間体、触媒、写真工業薬、有機電子材料等の精密化学品（ファインケミカル）からなっております。当連結会計年度の売上高は、医薬中間体が低調に推移したことにより、5,459百万円（前期比25.0%減）となりました。

〔その他 不動産部門〕

当部門はニッセイアロマスクエア地代収入等からなっております。当連結会計年度の売上高は、1,376百万円（前期比1.7%増）となりました。

（地域別の概況）

〔日本〕

当社フレーバー部門の減収等により、当連結会計年度の売上高は、64,304百万円（前期比8.1%減）となり、営業利益は952百万円（前期比72.1%減）となりました。

〔米州〕

主に米国子会社が低調に推移し、当連結会計年度の売上高は、27,001百万円（前期比0.8%増）となり、営業損失は1,472百万円（前期は営業損失420百万円）となりました。

〔欧州〕

フランス子会社が大きく伸長したことにより、当連結会計年度の売上高は、20,157百万円（前期比17.4%増）となり、営業利益は1,296百万円（前期は営業利益8百万円）となりました。

〔アジア〕

中国子会社が好調に推移し、当連結会計年度の売上高は、20,189百万円（前期比18.1%増）となり、営業利益は2,236百万円（前期比0.4%増）となりました。

(2) 設備投資、資金調達等についての状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は12,980百万円（前連結会計年度10,911百万円）であり、その主なものは、当社三原工場の建設及びドイツ子会社の生産設備の拡充等であります。なお、資金調達に関しては、特記すべき事項はありません。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	平成23年度 第86期	平成24年度 第87期	平成25年度 第88期	平成26年度 第89期 (当連結会計年度)
売上高	113,676百万円	118,973百万円	131,036百万円	131,653百万円
経常利益	4,297百万円	7,475百万円	5,940百万円	3,893百万円
当期純利益	1,774百万円	4,673百万円	3,025百万円	2,549百万円
1株当たり当期純利益	17円76銭	47円08銭	30円50銭	25円70銭
総資産	117,745百万円	131,754百万円	149,353百万円	170,645百万円
純資産	52,838百万円	61,296百万円	71,111百万円	80,050百万円
1株当たり純資産	520円21銭	606円71銭	702円55銭	790円42銭

② 事業報告作成会社の財産及び損益の状況

区 分	平成23年度 第86期	平成24年度 第87期	平成25年度 第88期	平成26年度 第89期 (当事業年度)
売上高	62,674百万円	62,757百万円	63,444百万円	58,298百万円
経常利益	3,629百万円	6,922百万円	4,030百万円	2,317百万円
当期純利益	2,040百万円	2,492百万円	2,152百万円	2,010百万円
1株当たり当期純利益	20円41銭	25円09銭	21円69銭	20円27銭
総資産	100,760百万円	107,814百万円	111,808百万円	125,818百万円
純資産	46,224百万円	49,680百万円	51,668百万円	56,765百万円
1株当たり純資産	465円24銭	500円66銭	520円87銭	572円28銭

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 高 砂 ケ ミ カ ル	200,000千円	100.0%	香料、化成品の製造販売及び輸入
高 砂 ス パ イ ス 株 式 会 社	73,200千円	100.0%	香辛料、食料品の製造販売
高 栄 産 業 株 式 会 社	80,000千円	100.0%	倉庫業及び洗瓶・包装業
高 砂 珈 琲 株 式 会 社	290,000千円	100.0%	コーヒー豆の輸入加工、コーヒーの製造販売
高 砂 フ ー ド プ ロ ダ ク ツ 株 式 会 社	300,000千円	100.0%	天然系調味料、食品香料の製造販売
株 式 会 社 高 砂 イ ン タ ー ナ シ ョ ナ ル コ ー ポ レ ー シ ョ ン	20,000千円	100.0%	香料他の輸入及び販売
南 海 果 工 株 式 会 社	245,100千円	70.0%	果汁等飲料を中心とした食料品原料の製造・販売
高 砂 香 料 西 日 本 工 場 株 式 会 社	10,000千円	100.0%	天然系調味料、食品香料の製造販売
Takasago International Corporation (U.S.A.)	145,800千USD	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売及び合成香料の販売
Takasago de Mexico S.A.de C.V.	9,322千MXN	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
Takasago Fragrâncias E Aromas Ltda.	59,015千BRL	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L.	22,098千EUR	100.0%	香料の輸出入及び調合香料の製造販売
Takasago Europe G.m.b.H.	37,146千EUR	100.0%	香料の輸出入及び食品香料の製造販売
Takasago International Chemicals (Europe) S.A.	2,157千EUR	100.0%	香料の輸出入及び合成香料の製造販売
Takasago International (Singapore) Pte. Ltd.	14,000千SGD	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
Takasago International (India) Pvt. Ltd.	486,904千IDR	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
上 海 高 砂 ・ 鑑 臣 香 料 有 限 公 司	51,600千CNY	60.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
高 砂 香 料 (広 州) 有 限 公 司	26,000千USD	100.0%	香料の輸出入及び食品香料の製造販売

(5) 対処すべき課題

当社グループは、創業100周年を迎える2020年に向けて世界トップクラスの香料会社となることを長期ビジョンとした『TAKASAGO GLOBAL PLAN』を推進し、安全・安心な生産・供給体制の確立に全力で取り組み、皆様の信頼を獲得してまいりたいと存じます。

先の東日本大震災、また当社の平塚工場における火災事故の教訓を受け、安全管理体制の見直し、安定供給体制の構築に引き続き取り組んでまいります。また、成長が見込まれる海外市場での設備投資も積極的に継続し、国内市場においては当社初の西日本エリアを拠点とする最新鋭のフレーバー製造拠点を広島県三原市に建設しており、当社グループ内のサプライチェーン最適化と同時に、生産効率、安全性、供給能力を高めるための諸施策に鋭意取り組んでまいります。

こうした内外の事業環境を踏まえ、当社グループは、積み上げてきた経営資源を一層有効に活用し、2020年に向けての飛躍的成長を遂げるための基礎を構築する、課題解決のための3年間と位置付けた、新たな中期経営計画『TAKASAGO GLOBAL PLAN (GP-3)』(2015-2017年度)を始動させております。

当社グループの経営基本方針の一つは「信頼される商品を生産し続けることにより、グローバル市場でのトップクラスの香料会社を目指す。」であり、GP-3グループ基本方針に基づく計画を遂行することにより競争優位性を確立し永続的な成長を実現いたします。

「GP-3グループ基本方針」

① 事業基盤の再強化

需要増に柔軟に対応していく基盤を構築する。

② 人材開発

「挑戦できる人材」の育成を目指し、ローカル人材をグローバルに活用する。それを下支えする仕組みの構築を目指す。

③ 技術革新

技術立脚の企業理念に立ち返り、他社の追随を許さない「独自性（オリジナリティ）」、「優位性」のある革新的な技術の開発を目指す。

④ 顧客からの信頼

顧客にとって真に有意義なサプライヤーになることを目指す。

⑤ 利益体質改善

当社グループ内バリューチェーンの全体最適による利益体質の改善を図る。

また、引き続き、コンプライアンス、EHS「Environment（環境）・Health（健康・衛生）・Safety（安全）」の推進にも積極的に取り組み、社会と共存する開かれた企業として、社会の一員としての責務を果たし、株主の皆様のご期待に沿うよう尽力してまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、当社、子会社35社及び関連会社2社で構成され、フレーバー、フレグランス、アロマケミカル、ファインケミカルの製造・販売を主な事業内容として、さらに各事業に関連する研究及び不動産賃貸、その他の活動を展開しております。

(7) 企業集団の主要拠点等

① 主要な営業所及び工場

会 社 名	セグメント	事業所	住 所
高 砂 香 料 工 業 株 式 会 社	日本	本社	東京都大田区
		大阪支店	大阪市北区
		名古屋支店	名古屋市中区
		福岡支店	福岡市博多区
		研究開発本部	神奈川県平塚市
		平塚工場	神奈川県平塚市
		磐田工場	静岡県磐田市
		鹿島工場	茨城県神栖市
株 式 会 社 高 砂 ケ ミ カ ル	日本	本社	東京都大田区
		工場	静岡県掛川市
高 砂 ス パ イ ス 株 式 会 社	日本	本社	東京都大田区
		工場	神奈川県秦野市
高 栄 産 業 株 式 会 社	日本	本社	神奈川県平塚市
高 砂 珈 琲 株 式 会 社	日本	本社	東京都大田区
		工場	静岡県磐田市
高 砂 フ ー ド プ ロ ダ ク ツ 株 式 会 社	日本	本社・工場	静岡県袋井市
株式会社高砂インターナショナルコーポレーション	日本	本社	東京都大田区
南 海 果 工 株 式 会 社	日本	本社・工場	和歌山県日高郡日高川町
高 砂 香 料 西 日 本 工 場 株 式 会 社	日本	本社	広島県三原市
Takasago International Corporation (U.S.A.)	米州	本社・工場	米国 ニュージャージー州ロックレイ
Takasago de Mexico S.A.de C.V.	米州	本社・工場	メキシコ メキシコシティ
Takasago Fragrâncias E Aromas Ltda.	米州	本社・工場	ブラジル ヴィニエード
Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L.	欧州	本社・工場	フランス パリ
T a k a s a g o E u r o p e G . m . b . H .	欧州	本社・工場	ドイツ ツルピヒ
Takasago International Chemicals (Europe) S.A.	欧州	本社・工場	スペイン ムルシア
Takasago International (Singapore) Pte. Ltd.	アジア	本社・工場	シンガポール
Takasago International (India) Pvt. Ltd.	アジア	本社・工場	インド タミルナドゥ
上 海 高 砂 ・ 鑑 臣 香 料 有 限 公 司	アジア	本社・工場	中国 上海
高 砂 香 料 (広 州) 有 限 公 司	アジア	本社・工場	中国 広州

② 使用人の状況
企業集団の状況

セグメントの名称	使用人数
日 本	1,428名
米 州	633
欧 州	501
ア ジ ア	611
合 計	3,173

(注) 就業人員であります。

当社の状況

区 分	使用人数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
平成27年3月期	1,024 名	16名減	39.6才	15.2年

(注) 就業人員であります。

(8) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	8,251百万円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	7,198
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	5,886
農 林 中 央 金 庫	5,240
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	3,590
株 式 会 社 伊 予 銀 行	2,505
株 式 会 社 常 陽 銀 行	2,390
株 式 会 社 横 浜 銀 行	2,280
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	2,125
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	1,865
株 式 会 社 静 岡 銀 行	1,490
株 式 会 社 広 島 銀 行	1,100

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 300,000,000株
- ② 発行済株式の総数 100,761,988株
- ③ 当事業年度末の株主数 5,936名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	12,178千株	12.3%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	7,344	7.4
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	4,735	4.8
クレディ・スイス・セキュリティーズ(ヨーロッパ)リミテッドビービー オムニバス クライアント アカウント	4,728	4.8
共 栄 火 災 海 上 保 険 株 式 会 社	3,754	3.8
中 江 産 業 株 式 会 社	3,603	3.6
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,023	3.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,714	2.7
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	2,359	2.4
高 砂 香 料 従 業 員 持 株 会	2,067	2.1

- (注) 1. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数（1,571,063株）を控除して計算しております。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の持株数には信託業務に係る株式数が含まれております。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成27年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 取 締 役 社 長	桒 村 聡	社長執行役員研究開発本部長兼安全統括本部長兼高砂香料西日本工場株式会社代表取締役社長
取 締 役	野 依 良 治	独立行政法人理化学研究所理事長
取 締 役	中 西 春 生	副社長執行役員営業統括、フレーバー事業本部長兼CIMR室長、支店担当
取 締 役	須 田 芳 明	専務執行役員人事・総務本部長、情報システム部、購買部、監査部、法務・特許部、秘書室担当
取 締 役	松 本 裕 幸	常務執行役員企画開発本部長兼安全統括副本部長兼安全管理部長兼経営企画部長兼国際事業部長兼国際品質保証統括部長、品質保証部担当
取 締 役	三 田 雅 幸	常務執行役員フレグランス・アロマケミカル事業本部長兼株式会社高砂インターナショナルコーポレーション代表取締役社長
取 締 役	笠 松 弘 典	常務執行役員管理本部長兼経理部長兼関連事業部長
取 締 役	松 尾 孝 司	常務執行役員生産本部長兼高砂フードプロダクツ株式会社代表取締役社長
取 締 役	藤 原 久 也	常務執行役員 Takasago International Corporation (U.S.A.) 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	荒 井 英 夫	
常 勤 監 査 役	川 端 茂 樹	
監 査 役	中 江 康 男	中江産業株式会社代表取締役社長

- (注) 1. 取締役野依良治氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、同氏は平成27年3月31日付で独立行政法人理化学研究所理事長を退任いたしました。
2. 監査役荒井英夫氏、川端茂樹氏及び中江康男氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役荒井英夫氏は長年の行政機関での職歴を通じ、財政・企業税制に精通しており、財務・会計に関する相当程度の知見・経験を有しております。また行政執行機関の管理者としての職務を歴任し、組織運営全般に関する豊富な経験を有しております。
4. 常勤監査役川端茂樹氏は長年の金融機関での経歴を通じ、主に法人業務や与信管理で培われた高い専門性が求められる実務において豊富な経験と幅広い識見を有しております。
5. 監査役中江康男氏は長年の事業法人経営者としての職歴を通じ、財務・会計に関する相当程度の知見・経験を有しているほか、会社経営全般に関する豊富な経験を有しております。なお、中江産業株式会社は当社の大株主であります。
6. 当社は常勤監査役荒井英夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬の額

取締役 11名 101百万円 (うち社外 1名 3百万円)

監査役 4名 37百万円 (うち社外 4名 37百万円)

- (注) 1. 社外役員が当社子会社から受けた役員としての報酬等の総額は2名で4,000千円であります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 使用人兼務取締役の使用人給与相当額121,277千円を支払っております。
4. 取締役の報酬限度額は、平成13年6月28日開催の第75回定時株主総会において月額20百万円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成3年6月27日開催の第65回定時株主総会において月額5百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 野依良治

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

独立行政法人理化学研究所理事長を兼職しております。当社との間には特別な利害関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は20回開催中1回の出席（出席率5％）であります。欠席した取締役会の審議事項につき、その内容を報告し、理解を得ております。

当社が得意とする有機合成化学分野は、野依良治氏の長年の研究領域であり、国内外での豊富な経験・識見を基にした提言・助言は当社事業の競争力を高め、企業価値の向上に繋がっております。

また当社研究部門との意見交換のほか、不斉合成分野で国際的に顕著な業績を上げた国内外の研究者を対象として毎年実施しております有機合成化学協会・高砂香料賞（野依賞）の設定を通して、当社の知名度向上に大きく貢献しております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約を締結しておりません。

オ. 上記ア～エに関する意見

該当事項はありません。

② **監査役 荒井英夫**

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

主要事業所への往査を行い、経営監視機能の客観性・中立性を確保するとともに、取締役会においてコンプライアンス、内部統制その他経営上の重要課題について発言しております。

取締役会は20回開催中20回出席（出席率100％）しております。

監査役会において経営監視を要するテーマ及び監査基準上注視すべきテーマについて都度発言しております。

監査役会は16回開催中16回出席（出席率100％）しております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約を締結しておりません。

オ. 上記ア～エに関する意見

該当事項はありません。

③ **監査役 川端茂樹**

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

主要事業所への往査を行い、経営監視機能の客観性・中立性を確保するとともに、取締役会においてコンプライアンス、内部統制その他経営上の重要課題について発言しております。

取締役会は就任後において14回開催中14回出席（出席率100％）しております。

監査役会において経営監視を要するテーマ及び監査基準上注視すべきテーマについて都度発言しております。

監査役会は就任後において10回開催中10回出席（出席率100％）しております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約を締結しておりません。

オ. 上記ア～エに関する意見

該当事項はありません。

④ 監査役 中江康男

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

当社の大株主であります中江産業株式会社代表取締役社長を兼職しております。当社との間には特別な利害関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

経営監視機能の客観性・中立性を確保するとともに取締役会においてコンプライアンス、内部統制その他経営上の重要課題について発言しております。

取締役会は20回開催中19回出席（出席率95％）しております。

監査役会において経営監視を要するテーマ及び監査基準上注視すべきテーマについて都度発言しております。

監査役会は16回開催中15回出席（出席率94％）しております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約を締結しておりません。

オ. 上記ア～エに関する意見

該当事項はありません。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約を締結しておりません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

1. 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	69百万円
2. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	70百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 上記2. には非監査業務の金額を含んでおります。

(4) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、内部統制報告制度への対応に係るアドバイザー業務であります。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会の同意を得た上で、会計監査人を解任する方針としております。

(6) 重要な子会社の会計監査人の状況

当社の重要な子会社のうち、Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L. 等8社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

6 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制

内部統制に関する基本方針として当社の取締役会が決議した内容は、次のとおりです。

(1) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程・決裁権限規程・稟議規程などに従い、取締役の職務執行に係る情報を文書等に記録し、保存している。保存方法については、文書管理規程に定める方法で行い、重要文書については別途保存期間を定めている。取締役、監査役は常時これらの文書等を閲覧できるものとしている。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役社長を本部長とする危機管理本部を設置し、ハイレベルな潜在リスクが発生した場合に備えて緊急時対応を定めた危機管理計画書を策定し、リスク顕在化に備えている。同危機管理計画書の対象にならないレベルのリスクに対しては、取締役会および執行役員会がしかるべき対応をする体制としている。但し、新たなハイレベルリスクが認識される場合は、同リスクを危機管理計画書の対象リスクに定め、危機管理本部として対応することとしている。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

全社的な目標として、3事業年度を単位とした中期経営計画を戦略的に策定し、これに基づき各事業本部の毎期の目標・予算を設定し、事業本部ごとの効率的な資源配分に努めると共に、四半期ごとに結果をレビューし、効率性の確保を図っている。また、執行役員制を導入することにより、取締役会の企業統治機能と執行役員による業務執行機能の分化・効率化を図っている。また、職務分掌規程、取締役会付議規程、決裁権限規程、稟議規程等が定める権限体系の中で権限委譲による効率的な業務遂行が図れる体制としている。

(4) 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業憲章・行動規範を制定し、法令遵守・企業倫理遵守があらゆる企業活動の前提であることを徹底している。取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、企業憲章・行動規範及びその他のコンプライアンス体制の確立・順法精神の徹底を図るための重要事項を審議・立案・推進している。また、内部通報制度を整備し、社員に対しその周知徹底を図り、コンプライアンス体制の強化に努めている。また、監査部において、業務監査のほか、コンプライアンスの観点も踏まえて環境保全・労働安全衛生・保安防災の監査を実施し、法令・定款遵守体制の徹底を図っている。

(5) 当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループに共通の企業憲章・行動規範を制定し、グループ全体の役職員の法令遵守・企業倫理遵守を徹底している。また、経営計画もグループ経営計画として策定し、グループ全体としての業績管理を通して目標設定・フォロー・レビューを行う。関係会社管理については、関連事業部を設けている。また、海外関係会社における当社に対する報告規程及び国内関係会社における当社に対する報告規程を制定し、内外関係会社での業務執行につき、一定の事項は当社宛事前協議、事前報告または事後報告を義務づけることにより、グループ全体としての業務の適正性を確保している。更に主要な国内関係会社については、当社の役職員が関係会社取締役として経営に参画し、当社監査役が関係会社監査役を兼務している。また、主要な海外関係会社についても、当社の役職員が取締役に就任しており、関係会社管理部門と共に、グループ業務の適正運用に努めている。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、必要あるとき、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを要請することができる。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動については監査役の同意を必要とする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、業務の適正な運営を検証するため、全ての重要な会議に出席できる。また、第4項の内部通報制度により、重大な法令・定款違反、不正行為の通報があった場合、監査役が出席するコンプライアンス委員会に報告される体制としている。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは反社会的勢力や団体に対しては、社会的正義を实践すべく、毅然とした態度で臨んでいる。当社グループ企業憲章及び行動規範に、社会の秩序を乱す反社会的勢力に対して毅然と対応する事を定め、この原則を徹底している。社内に対応部署を設け、平素より関係行政機関や地域企業と情報交換に努めている。また、事案の発生時には、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携し、速やかに対処できる体制としている。

(10) 環境・衛生・安全を確保するための体制

人々の健康と安全を守り、地球環境保全に貢献する企業を目指し、環境・衛生・安全に関するEHS宣言を制定している。また、安全統括本部を設置し、既存のEHS室を発展的に解消し安全管理部を設け、安全管理体制の再構築と環境保全の向上に努めている。

さらに、製品の安全・安心の確保を重要事項とし、原材料から製品までの安全性を確保するため、品質保証部を主体とした、調査及び検証体制としている。

7 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社グループは「技術立脚の精神に則り社会に貢献する」の企業理念の下、常に香料及びその関連技術の最先端の研究を続け、フレーバー製品、フレグランス製品の原料提供を通じて消費者に高付加価値な製品を提供しております。また、医薬中間体を中心とするファインケミカル事業の分野においても、グローバル市場での厳しい競争環境にもかかわらず世界的に高い評価を得ております。

その結果として、当社グループは、国内香料業界のリーディングカンパニーであると同時に、アジア唯一のグローバル香料会社としてのポジションを築き上げ、世界でも屈指の香料会社に成長してまいりました。

このような当社の持続的な競争優位性・企業価値を支えているものは、次の諸点と考えております。

① 長年培ってきた技術力とそれを基盤とした事業シナジー

長年培ってきた高品質且つ高付加価値の合成香料の製造及び医薬中間体の開発をはじめとするファインケミカル事業を支える不斉合成技術・触媒反応等の技術。またこれらの技術を基盤として、有機的一体として結合している4つの事業の強みを活かしながら事業展開することによる、競合他社には無い独自のシナジー効果の発揮。

② 多様な嗜好性への深い理解とそれを活かす創香の経験やノウハウ

消費者の多様な嗜好性に対応するお客様の商品開発を強力に下支えするための創香に関する経験と技術的な蓄積。さらには、少量多品種かつ変化の激しい香料市場において、お客様の要望に迅速に対応するために確立された生産・供給体制。

③ 厳しい安全性基準を満たす製品への高い信頼と、これを維持するノウハウ

その性格上非常に厳しい安全性を求められる香料製品について、関連法令はもとより、厳格な社内基準をも満たす当社製品の高い品質・安全性とそれを維持管理するために長年に亘り蓄積された情報により確立されたシステム。

④ グローバルに経営資源を有効活用できる組織体制

各事業で蓄積されたノウハウを海外拠点も含めた当社グループで共有・有効活用し、世界規模で営業展開するグローバルなお客様への対応やグローバル事業展開を図るために確立された業務推進組織体制。

以上の強みを生かし、当社は今後も成長してまいります。

しかし、近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。もとより、当社は、株式の大量買付等であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、長年にわたり蓄積してきた膨大なノウハウと高い技術力に裏打ちされた当社独自の事業展開によるシナジー効果の評価、さらにはあらゆる消費財と地域の嗜好に対応した多品種な香料製品を提供する当社の企業価値の評価は困難であり、当社の企業価値の適正な評価には時間を要する上に、買付の条件等が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当でないかについて慎重な判断を要します。

また、当社の4事業の一部が売却されるようなことがあれば、各事業分野の有機的結合により実現される大きなシナジー効果が失われるおそれが高く、また、長期的視点に立っての研究開発及び品質・安全性に対する継続的な投資が行われませんと、技術的基盤が弱体化するのみならず、当社製品の高い安全性への信頼が損なわれ、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることとなります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際には、主として次の種類の買付行為を行う株主は、当社の企業価値・株主共同の利益の観点から、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断しました。具体的には、大量買付行為のうち、①後述の本プランに定める手続を遵守しない買付、②当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付、③強圧的二段階買付等、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれのある買付、④買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実現可能性、買付後の経営方針又は事業計画、買付後における当社のお客様、取引先、従業員等に対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当な買付を行う場合、当該買付行為を行う株主は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断しました。

(2) 当社基本方針の実現に資する取組みについて

当社グループは、創業100周年を迎える2020年に向けて世界トップクラスの香料会社となることを長期ビジョンとした『TAKASAGO GLOBAL PLAN』を掲げ、平成27年度から新たな中期経営計画『TAKASAGO GLOBAL PLAN (GP-3)』（2015-2017年度）を始動させました。

当社グループの経営基本方針の一つは「信頼される商品を供給し続けることにより、グローバル市場でのトップクラスの香料会社を目指す。」であり、GP-3グループ基本方針に基づく計画を遂行することにより競争優位性を確立し永続的な成長を実現いたします。

I. 中期経営計画における骨子は次のとおりです。

「GP-3グループ基本方針」

① 事業基盤の再強化

需要増に柔軟に対応していく基盤を構築する。

② 人材開発

「挑戦できる人材」の育成を目指し、ローカル人材をグローバルに活用する。それを下支えする仕組みの構築を目指す。

③ 技術革新

技術立脚の企業理念に立ち返り、他社の追随を許さない「独自性（オリジナリティ）」、「優位性」のある革新的な技術の開発を目指す。

④ 顧客からの信頼

顧客にとって真に有意義なサプライヤーになることを目指す。

⑤ 利益体質改善

当社グループ内バリューチェーンの全体最適による利益体質の改善を図る。

このような、競争優位性を確立し永続的な成長を実現するための取組みにより、ブランド価値と企業価値、及び株主共同の利益の向上を追求してまいります。

II. コーポレートガバナンス

当社は社外取締役1人を含む9人からなる取締役会が経営上の意思決定に係る最高機関となっており、当社は平成13年6月28日より取締役の任期を1年とし、執行役員制度を導入し、また、役員退職慰労金制度の廃止により、取締役の責任の所在の明確化を図っております。全執行役員で構成される執行役員会が取締役会の下部組織として、迅速かつ確な意思決定に努めるとともに、取締役会は経営監督機能の強化により重点をおいております。基本的に、取締役会及び執行役員会はそれぞれ月1回開催し、経営会議は四半期に一度開催しております。特に執行役員会については、四半期に一度、海外拠点の執行役員も出席し、グローバルでの経営報告及び課題について情報を共有し、議論を行う場として位置づけております。

また当社は、平成27年3月に取締役社長を委員長とするコーポレート・ガバナンス委員会を設置し、持続的な株主価値の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスに関わる重要事項につき審議し、取締役会へ上程する体制としております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み《買収防衛策》

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策を導入しております。

この対応策は、平成19年6月28日開催の第81回定時株主総会において株主の皆様の承認を得て導入し、平成22年6月25日開催の第84回定時株主総会及び平成25年6月26日開催の第87回定時株主総会における承認を得て更新しております。(以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。)

本プランは、当社株式に対する買付その他の取得若しくはこれに類似する行為又はその提案（以下総称して「買付」といいます。）が行われた際に、買付を行う者又はその提案者（以下総称して「買付者」といいます。）に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大量買付を行う旨の提案を受けている事実はありません。

具体的には、買付者により以下のいずれかに該当する買付（以下「対象買付」といいます。）がなされたときに、本新株予約権の無償割当てをするか否かを検討します。買付者は、本プランに従い、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付を実行してはならないものとします。

- ① 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等を行う買付者等には、買付内容等の検討に必要な情報及び本プランを遵守する旨の誓約文言等を記載した「意向表明書」を当社に提出していただきます。その後、買付者等から提出された情報が、経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は有識者のいずれかに該当する者で構成される特別委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。特別委員会は、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を独自に得たうえ、買付内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行います。特別委員会は、買付者から提出された「買付説明書」の記載内容が必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者に対し、適宜合理的な回答期限を定めた上、直接又は間接に必要な情報を追加提出するよう求めることがあります。

特別委員会は、買付者が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など、本プランに定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

当社取締役会は、特別委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は本新株予約権の無償割当ての要件の該当可能性が問題となっている場合等、本新株予約権の無償割当てを実施するに際して株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとしします。

本新株予約権は、金1円の金額を払い込むことにより行使し、普通株式1株を取得することができます。また、買付者による権利行使が認められないという行使条件及び当社が買付者等以外の者から当該株式1株と引換えに本新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されております。

当社取締役会は、特別委員会の勧告または株主意思確認のための株主総会決議に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行い、速やかに決議内容を情報開示します。

本プランの有効期間は、平成25年3月期の定時株主総会の終結の時より平成28年3月期の定時株主総会の終結の時までの3年間とします。本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

また、本プランの有効期間中に定時株主総会で承認いただく本プランの基本的考え方に反しない範囲内で、本プランの見直し等を行うことがあります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、その内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(4) 上記(3)の買収防衛策に対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

① 株主意思を反映するものである

イ. 本プランは、平成25年6月開催の定時株主総会における株主の皆様のご承認をいただきました。

ロ. 本プランの有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

ハ. 取締役の任期を1年としており、取締役の選任を通じて株主の皆様の意思が反映されます。

② 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う機関として、社外役員及びこれに準じた独立性を有する外部有識者を委員とする特別委員会を設置します。これにより、当社経営陣の恣意的判断を排し、その客観性、合理性を担保すると同時に、特別委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えています。

更に、特別委員会の判断の透明性を高めるため、買付者から提出された「買付説明書」「意向表明書」ならびに特別委員会が追加的に提出を要求した必要情報の概要、買付者の買付内容に対する当社代表取締役の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項について、原則として株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。

③ 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、これらの客観的要件は基本方針における当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないとされる場合と一致させています。これにより、当社の会社役員による恣意的な発動を防止します。

④ 第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保されます。

⑤ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止が可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注) 以上は概要となりますので、詳しい内容に関しましては当社ウェブサイト平成25年4月30日付「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」を御参照下さい。
(<http://pdf.irpocket.com/C4914/qzIz/tXLL/necm.pdf>)

連結計算書類

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額
資 産 の 部	
流 動 資 産	88,640
現金及び預金	19,247
受取手形及び売掛金	28,736
商品及び製品	20,873
仕掛品	340
原材料及び貯蔵品	15,128
繰延税金資産	1,194
その他の	3,396
貸倒引当金	△277
固 定 資 産	82,005
有 形 固 定 資 産	56,044
建物及び構築物	27,663
機械装置及び運搬具	8,972
工具、器具及び備品	2,268
土地	7,870
建設仮勘定	9,270
無 形 固 定 資 産	1,837
投 資 そ の 他 の 資 産	24,122
投資有価証券	22,471
出資	322
繰延税金資産	205
その他の	1,624
貸倒引当金	△502
資 産 合 計	170,645

科 目	金 額
負 債 の 部	
流 動 負 債	56,476
支払手形及び買掛金	12,947
短期借入金	24,480
1年内返済予定の長期借入金	7,643
1年内償還予定の社債	340
未払法人税等	772
賞与引当金	1,614
役員賞与引当金	14
その他の	8,663
固 定 負 債	34,118
社債	1,320
長期借入金	21,667
繰延税金負債	4,207
役員退職慰労引当金	12
退職給付に係る負債	5,750
その他の	1,160
負 債 合 計	90,595
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	64,321
資本金	9,248
資本剰余金	8,357
利益剰余金	47,334
自己株式	△619
その他の包括利益累計額	14,081
その他有価証券評価差額金	11,186
繰延ヘッジ損益	0
為替換算調整勘定	2,243
退職給付に係る調整累計額	650
少 数 株 主 持 分	1,647
純 資 産 合 計	80,050
負 債 ・ 純 資 産 合 計	170,645

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨ててあります。

連結損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		131,653
売上原価		91,036
売上総利益		40,616
販売費及び一般管理費		37,471
営業利益		3,144
営業外収益		
受取利息	60	
受取配当金	362	
為替差益	540	
その他	594	1,557
営業外費用		
支払利息	490	
持分法による投資損失	51	
損害賠償金	144	
その他	122	808
経常利益		3,893
特別利益		
固定資産売却益	317	
受取保険金	1,507	1,825
特別損失		
固定資産処分損失	53	
減損損失	659	
投資有価証券評価損	16	729
税金等調整前当期純利益		4,989
法人税、住民税及び事業税	1,613	
法人税等調整額	580	2,193
少数株主損益調整前当期純利益		2,795
少数株主利益		246
当期純利益		2,549

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨ててあります。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	9,248	8,357	45,777	△616	62,766
会計方針の変更による累積的影響額			△198		△198
会計方針の変更を反映した当期首残高	9,248	8,357	45,578	△616	62,568
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△793		△793
当 期 純 利 益			2,549		2,549
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,755	△2	1,753
当 期 末 残 高	9,248	8,357	47,334	△619	64,321

	その他の包括利益累計額					少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	6,996	—	△510	437	6,923	1,420	71,111
会計方針の変更による累積的影響額							△198
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,996	—	△510	437	6,923	1,420	70,912
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△793
当 期 純 利 益							2,549
自 己 株 式 の 取 得							△2
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	4,189	0	2,753	213	7,157	227	7,384
当 期 変 動 額 合 計	4,189	0	2,753	213	7,157	227	9,137
当 期 末 残 高	11,186	0	2,243	650	14,081	1,647	80,050

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨ててあります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

高砂香料工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金 井 沢 治 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 邊 道 明 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	信 田 力 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高砂香料工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高砂香料工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

個別計算書類

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額
流 動 資 産 の 部	50,164
現金及び預金	8,476
受取手形	2,081
商品及び掛金	15,729
原材料及び貯蔵品	10,803
前渡金	6,435
繰延税金資産	84
関係会社短期貸付	686
貸倒引当金	4,906
	963
	△3
固 定 資 産 の 部	75,653
有形固定資産	24,053
建物	8,654
構築物	1,192
機械及び装置	2,600
車両運搬具	35
工具器具及び備品	901
土地	3,637
建設仮勘定	7,032
無 形 資 産 の 部	148
施設	20
電話加入権	19
ソフトウェア	103
その他の資産	4
投 資 資 産 の 部	51,451
投資有価証券	21,051
関係会社株	10,613
関係会社出資	3
関係会社長期貸付	12,287
関係会社保の証	7,213
貸倒引当金	545
	421
	△684
資 産 合 計	125,818

科 目	金 額
流 動 負 債 の 部	38,615
支払手形	2,126
買掛金	6,267
短期借入金	18,650
1年内返済予定の長期借入金	6,560
1年内償還予定の社債	340
未払金	437
未払法人税等	296
未払法費	1,302
賞与引当金	1,306
役員賞与引当金	10
その他の負債	1,319
固 定 負 債 の 部	30,437
社定期借入金	1,320
繰延税金負債	19,585
退職給付引当金	3,497
長期預りの保証金	5,667
	285
	80
負 債 合 計	69,053
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	45,769
資本	9,248
資本剰余金	8,357
資本準備金	8,355
その他の資本剰余金	1
利 益 剰 余 金	28,826
利益準備金	1,905
その他の利益剰余金	26,920
固定資産縮減立	546
配当準備金	470
研究開発積立	320
別途利益積立	1,714
繰越利益剰余金	23,869
自 己 株 式	△663
評 価 ・ 換 算 差 額 等	10,995
その他有価証券評価差額金	10,995
繰延ヘッジ損益	0
純 資 産 合 計	56,765
負 債 ・ 純 資 産 合 計	125,818

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨ててあります。

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目		金 額	
売 上	高		58,298
売 上 原 価	価		41,990
売 上 総 利 益	益		16,307
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	費		16,065
営 業 利 益	益		242
営 業 外 収 益	益		
受 取 利 息	息	133	
受 取 配 当 金	金	872	
関 係 会 社 受 入 手 数 料	料	454	
為 替 差 益	益	734	
そ の 他	他	443	2,638
営 業 外 費 用	用		
支 払 利 息	息	352	
社 債 利 息	息	11	
損 害 賠 償 金	金	144	
そ の 他	他	55	563
経 常 利 益	益		2,317
特 別 利 益	益		
固 定 資 産 売 却 益	益	0	
受 取 保 険 金	金	1,507	1,507
特 別 損 失	失		
固 定 資 産 処 分 損	損	20	
減 損 損 失	失	659	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	損	16	696
税 引 前 当 期 純 利 益	益		3,128
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	税	643	
法 人 税 等 調 整 額	額	474	1,118
当 期 純 利 益	益		2,010

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨ててあります。

株主資本等変動計算書
(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本												
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金							自己株式	株主資本合計
		資 本 準備金	その他資本剰余金	資 本 剰余金合計	利 益 準備金	その他利益剰余金					利 益 剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	配 当 準備金	研 究 開 発 積立金	別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金			
当 期 首 残 高	9,248	8,355	1	8,357	1,905	544	470	320	1,714	22,853	27,807	△660	44,753
会計方針の変更による累積的影響額										△198	△198		△198
会計方針の変更を反映した当期首残高	9,248	8,355	1	8,357	1,905	544	470	320	1,714	22,654	27,609	△660	44,554
当 期 変 動 額													
固定資産圧縮積立金の積立（注）						26				△26	—		—
固定資産圧縮積立金の取崩						△24				24	—		—
剰 余 金 の 配 当										△793	△793		△793
当 期 純 利 益										2,010	2,010		2,010
自 己 株 式 の 取 得												△2	△2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）													
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	2	—	—	—	1,215	1,217	△2	1,214
当 期 末 残 高	9,248	8,355	1	8,357	1,905	546	470	320	1,714	23,869	28,826	△663	45,769

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	6,914	—	6,914	51,668
会計方針の変更による累積的影響額				△198
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,914	—	6,914	51,469
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の積立（注）				—
固定資産圧縮積立金の取崩				—
剰 余 金 の 配 当				△793
当 期 純 利 益				2,010
自 己 株 式 の 取 得				△2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,080	0	4,081	4,081
当 期 変 動 額 合 計	4,080	0	4,081	5,295
当 期 末 残 高	10,995	0	10,995	56,765

（注）固定資産圧縮積立金の積立は法定実効税率の変更によるものであります。
金額の表示は百万円未満を切り捨ててあります。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

高砂香料工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金 井 沢 治 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 邊 道 明 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	信 田 力 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高砂香料工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第89期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。今後とも、コーポレートガバナンス強化の観点から内部統制システムの高度化への取組みが重要であると考えております。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- 五 平成25年4月に当社平塚工場において火災事故が発生しましたが、その後安全対策へ注力してまいりました。監査役会は引き続き取組状況を注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月11日

高砂香料工業株式会社 監査役会

常勤監査役 荒 井 英 夫 ㊤

常勤監査役 川 端 茂 樹 ㊤

監 査 役 中 江 康 男 ㊤

以 上

株主総会参考書類

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社をとりまく経営環境は依然として厳しい状況にありますが、グローバル企業として長期的な視野に立った事業収益の拡大ならびに経営基盤の強化を図りながら、株主の皆様に対する適正な利益還元を実施することを基本方針とし、安定的な配当を維持してまいりたいと存じます。当期の期末配当につきましては、普通配当1株につき4円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金を加えた当期の年間配当は1株につき8円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金4円
総額 396,763,700円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月26日

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。今後の経営体制の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

（※印は新任取締役候補者）

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
1	ますむら さとし 榎 村 聡 (昭和33年10月20日生)	昭和58年4月 当社入社 平成15年4月 当社フレーバー事業本部フレーバー研究所第一部長 平成20年4月 当社研究開発本部フレーバー研究所長 平成24年6月 当社執行役員 平成25年6月 当社取締役常務執行役員研究開発本部長 平成26年5月 当社代表取締役社長執行役員 平成26年6月 高砂香料西日本工場株式会社代表取締役社長（現在に至る） 同 月 当社代表取締役社長執行役員研究開発本部長兼安全統括本部長（現在に至る） <u>重要な兼職の状況：</u> 高砂香料西日本工場株式会社代表取締役社長	16,000株
2	の よ り り ょ う じ 野 依 良 治 (昭和13年9月3日生)	昭和47年8月 名古屋大学理学部教授 平成9年1月 名古屋大学大学院理学研究科長・理学部長（併任） 平成13年6月 当社取締役（現在に至る） 平成13年12月 ノーベル化学賞受賞 平成15年10月 名古屋大学特任教授 同 月 独立行政法人理化学研究所理事長 平成16年10月 名古屋大学特別教授（現在に至る） 平成27年3月 独立行政法人理化学研究所理事長退任 平成27年6月 国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発戦略センター長（現在に至る）	10,000株
3	なかにし はるお 中 西 春 生 (昭和23年2月5日生)	昭和45年4月 当社入社 昭和60年4月 当社国際フレグランス部長 昭和61年7月 タカサゴ USA Inc.取締役 平成4年7月 当社海外事業部長 平成5年6月 当社フレグランス販売第三部長 平成9年6月 当社取締役フレグランス・アロマケミカル事業本部長 平成15年6月 当社取締役常務執行役員国内関連事業本部長 平成18年6月 当社取締役常務執行役員フレーバー事業本部長 平成21年3月 当社取締役専務執行役員 平成26年6月 当社取締役副社長執行役員 平成27年4月 当社取締役副社長執行役員営業統括、フレーバー事業本部長、支店担当（現在に至る）	455,133株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
4	み た ま さ ゆ き 三 田 雅 幸 (昭和24年10月14日生)	昭和50年2月 当社入社 平成8年4月 当社フレグランス研究所OEB部長 平成9年6月 当社フレグランス企画部長 平成18年6月 当社執行役員国際事業本部副本部長兼タカサゴインターナショナル コーポレーション (U.S.A.) 副社長 平成20年6月 当社取締役執行役員国際事業本部長 平成21年3月 当社取締役常務執行役員 平成23年6月 株式会社高砂インターナショナルコーポレーション代表取締役社長 (現在に至る) 平成24年9月 当社取締役常務執行役員フレグランス・アロマケミカル事業本部長 (現在に至る) 重要な兼職の状況： 株式会社高砂インターナショナルコーポレーション代表取締役社長	26,000株
5	か さ ま つ ひ ろ の り 笠 松 弘 典 (昭和30年10月28日生)	昭和53年4月 日本生命保険相互会社入社 平成9年3月 同社ニッポン・ライフ・ドイチェランド現地法人社長 平成11年3月 同社ロンドン事務所海外事務所長 平成15年3月 同社証券管理部長 平成18年3月 同社資金証券部長 平成20年3月 同社関連事業部担当部長 平成20年6月 当社常勤監査役 平成22年6月 当社執行役員経理部長、国内関連事業部担当 平成24年6月 当社常務執行役員 平成25年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼経理部長兼関連事業部長 (現在に至る)	9,000株
6	ま つ お た か し 松 尾 孝 司 (昭和28年12月19日生)	昭和55年6月 当社入社 昭和60年8月 タカサゴスールアメリカーナ取締役 平成5年9月 タカサゴ・デ・メキシコ副社長 平成16年4月 当社フレーバー販売一部長 平成18年6月 当社情報システム部長 平成22年3月 当社執行役員営業本部フレーバー事業部副事業部長 平成25年6月 高砂フードプロダクツ株式会社代表取締役社長 (現在に至る) 平成26年6月 当社取締役常務執行役員生産本部長 平成27年4月 当社取締役常務執行役員生産調達本部長 (現在に至る) 重要な兼職の状況： 高砂フードプロダクツ株式会社代表取締役社長	10,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
7	ふじわら ひさや 藤 原 久 也 (昭和30年9月5日生)	昭和 55年 4 月 当社入社 平成 15年 4 月 タカサゴヨーロッパパフューマリーラボラトリー S.A.R.L (TEPL) 代表取締役 平成 18年 4 月 当社資材部長 平成 21年 4 月 当社経理部長兼購買部長 平成 22年 7 月 当社フレグランス事業部長 平成 24年 7 月 当社執行役員フレグランス・アロマケミカル事業本部長 平成 24年 9 月 当社執行役員米州総支配人 平成 24年10月 Takasago International Corporation (U.S.A.)代表取締役社長 (現在に至る) 平成 26年 6 月 当社取締役常務執行役員 (現在に至る) <u>重要な兼職の状況：</u> Takasago International Corporation (U.S.A.)代表取締役社長	13,000株
8※	Alfred A アルフレド・エ ー・アスンシオン (昭和30年9月28日生)	昭和 52年 7 月 Unilever Philippines, PRC 入社 昭和 59年 1 月 Chromium Industries of the Philippines 入社 昭和 61年 2 月 Takasago Import-Export Corportion (Philippines) 入社 平成 3 年 1 月 同社 General Manager 平成 8 年 2 月 当社フレグランス販売部副部長 平成 11年 2 月 Takasago International (Singapore) Pte. Ltd., Director & General Manager 平成 14年10月 同社代表取締役社長 (現在に至る) 平成 19年 6 月 当社執行役員 平成 25年 6 月 当社常務執行役員 (現在に至る) <u>重要な兼職の状況：</u> Takasago International (Singapore) Pte. Ltd.代表取締役社長	11,000株
9※	やまがた たつや 山 形 達 哉 (昭和38年7月27日生)	昭和 61年 4 月 当社入社 昭和 63年 7 月 Takasago International (Singapore) Pte.Ltd. 平成 7 年 7 月 当社フレーバー事業本部 平成 14年 7 月 Takasago Europe G.m.b.H.副社長 平成 15年 3 月 Takasago Europe G.m.b.H.代表取締役社長 平成 20年 7 月 当社国際事業本部フレーバーG S P C オフィス部長兼フレーバー事 業本部コーヒー事業推進部長 平成 22年 7 月 上海高砂・鑑臣香料有限公司総経理 平成 25年 6 月 当社執行役員 平成 26年 6 月 当社執行役員企画開発本部副本部長 (現在に至る)	5,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
10※	そめかわ けんいち 染 川 健 一 (昭和39年11月3日生)	昭和62年4月 当社入社 昭和63年9月 Takasago International Corporation (U.S.A.) 平成5年6月 当社フレーバー事業本部 平成15年4月 当社フレーバー販売第4部長 平成18年4月 当社フレーバーG S P Cオフィス部長兼フレーバー販売第4部長兼 コーヒー事業推進部長 平成20年7月 Takasago Europe G.m.b.H.代表取締役社長（現在に至る） 平成25年6月 当社執行役員 平成26年6月 当社執行役員フレーバー事業本部副本部長（現在に至る） <u>重要な兼職の状況：</u> Takasago Europe G.m.b.H.代表取締役社長	5,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者；
野依良治氏は社外取締役候補者であります。また当社取締役の在任期間は本総会終結の時をもって14年間となります。
なお、野依良治氏は同センターに平成15年度より継続して在籍しております。
3. 社外取締役候補者とした理由；
野依良治氏を社外取締役候補者とした理由は、学術的且つ技術的な観点から研究開発部門ならびに生産部門への投資など、当社の会社経営に有用な提言・提案をいただくことができると判断した為です。また当社が得意とする有機合成化学分野は、野依良治氏の長年の研究領域であり、国内外での豊富な経験・識見を基にした提言・助言は当社事業の競争力を高め、企業価値の向上に繋がっております。同時に国際派としての氏の豊かな経験と高い見識により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

第3号議案 株式併合の件

(1) 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの主旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を、現在の1,000株から100 株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とするために、株式の併合を行うものであります。

(2) 併合の割合

普通株式5 株を1株の割合をもって併合いたします。

(3) 株式併合がその効力を生ずる日

平成27年10月1 日（木）

(4) 併合する株式の内容

普通株式

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

現在の3億株から6千万株に変更いたします。なお、当社は新株予約権を発行しておりません。

(6) 併合内容とその影響について

平成27年10月1日をもちまして、平成27年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、普通株式5株を1株の割合をもって併合いたします。株式併合により、発行済株式総数は5分の1に減少することとなりますが、実施前後での純資産等は変動いたしませんので、1株当たりの純資産額は5倍となります。このため株式市況などその他の変動要因を除き、ご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。なお当社は、本併合案につき株式会社東京証券取引所に事前相談を行っております。

① 併合により減少する株主数

<株主構成>

(平成27年3月31日現在)

	株主数	(%)	ご所有株式数	(%)
5株未満ご所有株主様	131名	2.2%	169株	0.0%
5株以上ご所有株主様	5,805名	97.8%	100,761,819株	100.0%
総数	5,936名	100.0%	100,761,988株	100.0%

本株式併合を実施する場合、効力発生日直前においても引き続きご所有株式数が5株未満の株主様131名（そのご所有株式数の合計は169株（平成27年3月31日現在））は、全てのご所有株式が端数株式となり、株主様としての地位を失うこととなります。

なお、本株式併合の効力発生日までは、会社法第194条第1項および当社定款第10条の定めにより、所有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に請求することができるとともに、会社法第192条第1項の定めにより、その单元未満株式を買取を当社に請求することができます。

② 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法235条の定めにより当社が一括して売却処分し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じてお支払いいたします。

③ 端数処理として交付することが見込まれる金銭の額

平成27年3月31日現在、ご所有株式数が5株未満の株主様計131名が保有する当社普通株式数は合計169株であり、同日付の株式会社東京証券取引所における当社株価終値545円を乗じた、当該処理の見込み金額は92,105円となります。

④ 事業年度末日後の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

特記事項はありません。

(7) その他

本議案に係る株式併合は、第4号議案「定款の一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。なお、その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任をお願いたく存じます。

第4号議案 定款の一部変更の件

(1) 変更の理由

- ① 第3号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件とし、当社発行済株式総数の減少を勘案し、現行定款6条に規定する発行可能株式総数を株式併合の割合に合わせて減少させるものであります。
- ② 全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の主旨を尊重し、単元株式数を現在の1,000株から100株とするため、現行定款第8条（単元株式数）を変更するものであります。
- ③ 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに取締役および監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間で責任限定契約を締結できるようにする旨の規定として、定款第24条（取締役の責任免除）および第31条（監査役の責任免除）を新設するものであります。
なお、定款第24条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- ④ 上記 ③ での条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。
- ⑤ 本定款の一部変更の効力は、第3号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件とし、株式併合の効力発生日である平成27年10月1日をもってその効力が生じる旨の附則を設け、本附則はその効力の発生をもって、これを定款から削除することといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行通り)
第2章 株式	第2章 株式
第6条 当社の発行可能株式総数は <u>3億株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は <u>6千万株</u> とする。
第7条 (条文省略)	第7条 (現行通り)
第8条 当社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。	第8条 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。
第9条～第19条 (条文省略)	第9条～第19条 (現行通り)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第20条～第23条 (条文省略)	第20条～第23条 (現行通り)
(新設)	第24条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第24条～第26条 (条文省略)	第25条～第27条 (現行通り)

現行定款	変更案
第 5 章 監査役および監査役会 第27条～第29条 (条文省略) (新設) 第30条～第36条 (条文省略) (新設)	第 5 章 監査役および監査役会 第28条～第30条 (現行通り) 第31条 当会社は、会社法第426条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. 当会社は、<u>会社法第427条第 1 項の規定により、監査役との間で会社法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第32条～第38条 (現行通り) 附則 <u>本定款第 6 条および第 8 条の変更は、平成 27 年 10 月 1 日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は平成 27 年 10 月 1 日の経過後、これを削除する。</u>

第 5 号議案 役員賞与支給の件

当期の業績等を勘案して、当期末時点の社外取締役を除く取締役 8 名及び監査役 3 名に対し、役員賞与総額 10,290 千円（取締役分 8,090 千円、監査役分 2,200 千円）を支給することといたたく存じます。

以 上

This image shows a full page of blank, lined paper. It features approximately 20 evenly spaced horizontal grey lines across its entire width, providing a template for writing or drawing. The margins are consistent on all sides.

This image shows a full page of blank, lined paper. It features approximately 20 evenly spaced horizontal grey lines across the entire width of the page, typical of notebook or legal stationery. The background is white, and there are no margins, text, or other markings present.

株主総会会場ご案内図



東京都大田区蒲田5丁目37番1号

ニッセイアロマスクエアビル17階
当社本店会議室
(17階へは、高層階用エレベーターをご利用ください。)

交通のご案内

- JR京浜東北線「蒲田駅」東口より徒歩3分
- 東急電鉄「蒲田駅」より徒歩5分
- 京浜急行「京急蒲田駅」西口より徒歩7分

高砂香料工業株式会社

〒144-8721 東京都大田区蒲田5丁目37番1号
ニッセイアロマスクエアビル17F
TEL: 03-5744-0511 (代表)
ホームページアドレス: <http://www.takasago.com/>



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 20社

(連結子会社の名称)

株式会社高砂ケミカル、高砂スパイス株式会社、高栄産業株式会社、

高砂珈琲株式会社、高砂フードプロダクツ株式会社、株式会社高砂アロマス、

株式会社高砂インターナショナルコーポレーション、南海果工株式会社、

高砂香料西日本工場株式会社、

Takasago International Corporation (U.S.A.)、Takasago de Mexico S.A. de C.V.、

Takasago Fragrâncias E Aromas Ltda.、

Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L.、Takasago Europe G.m.b.H.、

Takasago International Chemicals (Europe) S.A.、

Takasago International (Singapore) Pte. Ltd.、

Takasago International (India) Pvt. Ltd.、

上海高砂・鑑臣香料有限公司、上海高砂香料有限公司、高砂香料（広州）有限公司

当連結会計年度より、重要性が増したことに伴い、Takasago International (India) Pvt. Ltd.を持分法適用の範囲から除外し、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の数 15社

(主要な非連結子会社の名称)

高和産業株式会社、有限会社高砂保険サービス、Takasago International (Philippines) ,Inc.、

P.T.Takasago Indonesia、Takasago International Corporation (Korea)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社の数 15社

(主要な会社名)

高和産業株式会社、有限会社高砂保険サービス、Takasago International (Philippines) ,Inc.、

P.T.Takasago Indonesia、Takasago International Corporation (Korea)

当連結会計年度より、重要性が増したことに伴い、Takasago International (India) Pvt. Ltd.を持分法

適用の範囲から除外し、連結の範囲に含めております。

- (2) 持分法適用の関連会社の数 2 社
(会社名)

廈門華日食品有限公司、Dan Kaffe (Malaysia) SDN. BHD.

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、国内子会社 9 社の決算日は 3 月 31 日、在外子会社 11 社の決算日は 12 月 31 日であります。在外子会社の決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

 その他有価証券

 時価のあるもの

 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

 時価のないもの

 移動平均法による原価法

② デリバティブ

 時価法

③ たな卸資産

 通常の販売目的で保有するたな卸資産

 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

 当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 建物及び構築物 8～50 年

 機械装置及び運搬具 2～15 年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

 定額法を採用しております。

 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づいております。

ただし、金額が僅少なものについては、一括費用処理しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

国内連結子会社において、役員の退職慰労金の支払に備えるため、規定に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 重要な会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が308百万円増加し、利益剰余金が198百万円減少しております。当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 89,898百万円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - (1) 担保に供している資産
有形固定資産（建物・機械装置他） 3,758百万円
 - (2) 担保に係る債務
短期借入金 1百万円
3. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,330百万円
4. 保証債務
他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、次のとおり債務保証を行っております。
Dan Kaffe (Malaysia) SDN. BHD. 214百万円
その他 13百万円
計 228百万円
5. 受取手形割引高 47百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項
当連結会計年度末における発行済株式の数 普通株式 100,761,988株
2. 連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	396百万円	4円	平成26年3月31日	平成26年6月27日
平成26年11月11日 取締役会	普通株式	396百万円	4円	平成26年9月30日	平成26年12月2日

3. 連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月25日	普通株式	396百万円	利益剰余金	4円	平成27年3月31日	平成27年6月26日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入及び社債発行による方針であります。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するため実需に伴う取引に限定して実施することとし、売買益を目的とするような投機的な取引は一切行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の取引先債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、時価は定期的に把握されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

有利子負債のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達であります。デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払利息の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、以下のとおりであります。

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約、通貨スワップ及び通貨オプションについては振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

a. ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建金銭債権債務

b. ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

③ ヘッジ方針

ヘッジ取引に係る取引権限及び取引限度額を定めた社内ルールに従って、取引の実行・管理を行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ有効性評価は、原則として年２回、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計額を基礎として行っております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段の資産・負債に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ有効性評価を省略しております。

デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（(注) 2. 参照）

(単位 百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	19,247	19,247	—
(2) 受取手形及び売掛金	28,736	28,736	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	21,179	21,179	—
資産計	69,163	69,163	—
(1) 支払手形及び買掛金	12,947	12,947	—
(2) 短期借入金	24,480	24,480	—
(3) 社債	1,660	1,672	12
(4) 長期借入金	29,310	29,906	596
負債計	68,398	69,007	609
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。債券は将来の予定受取利息及び予定償還額について債券発行元の信用リスクを勘案し、リスクフリーレートである国債の利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、投資有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位 百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	21,125	4,679	16,445
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	54	56	△1
合計		21,179	4,735	16,444

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、並びに (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 社債

当社の発行する社債の時価は全て市場価格のないものであるため、将来の予定償還額及び予定利払額について当社の信用リスクを勘案し、リスクフリーレートである国債の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (4) 長期借入金

長期借入金の時価については、将来の予定返済額及び予定利払額について当社の信用リスクを勘案し、リスクフリーレートである国債の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額 1,292百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位 百万円)

	1 年内
現金及び預金	19,247
受取手形及び売掛金	28,736
合計	47,983

(注) 4. 社債及び長期借入金の返済予定額

(単位 百万円)

区 分	1 年内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
社債	340	340	340	340	140	160
長期借入金	7,643	4,203	5,304	4,088	2,953	5,117

(賃貸等不動産に関する注記)

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において主に賃貸中の土地及び建物（オフィスビル）を所有しております。平成27年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸収益は1,413百万円、賃貸費用は193百万円（賃貸収益、賃貸費用の主要なものは売上高、売上原価に、それ以外は営業外収益等に計上）、減損損失は296百万円（特別損失に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位 百万円)

連結貸借対照表計上額			期末時価
期首残高	期中増減額	期末残高	
831	504	1,335	23,941

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、増加額は遊休資産であり、主な減少額は減損損失であります。
3. 期末の時価は、主要な物件については不動産鑑定評価書に基づく金額であります。それ以外については、一定の評価額または市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額であります。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | | |
|-----------------|------|-----|
| 1. 1株当たり純資産額 | 790円 | 42銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 25円 | 70銭 |

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は、子会社株式及び関連会社株式は移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものは期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっており、時価のないものは移動平均法による原価法によっております。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法は、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法は、主として定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得の建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8～50年
機械装置及び車両運搬具	2～15年
4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。ただし、金額が僅少なもののについては、一括費用処理しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産の減価償却方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
6. (1) 貸倒引当金は、債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
(2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
(3) 役員賞与引当金は、役員賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき計上しております。
(4) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

7. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

8. 重要な会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。）を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が308百万円増加し、繰越利益剰余金が198百万円減少しております。当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	8,898百万円
長期金銭債権	7,213百万円
短期金銭債務	2,902百万円
長期金銭債務	26百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	55,129百万円
3. 有形固定資産の圧縮記帳額	1,330百万円
4. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
有形固定資産（建物・機械装置他）	3,758百万円
(2) 担保に係る債務	
短期借入金	1百万円
5. 保証債務	
他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、次のとおり債務保証を行っております。	
Takasago International Corporation (U.S.A.)	7,150百万円
Takasago Europe G.m.b.H.	1,316百万円
株式会社高砂インターナショナルコーポレーション	965百万円
Takasago de Mexico S.A.de C.V.	653百万円
南海果工株式会社	632百万円
（当社実質負担額）	(442百万円)
その他	603百万円
計	11,322百万円
（注）上記の他に保証予約等が100百万円あります。	

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	8,910百万円
仕入高	12,189百万円
販売費及び一般管理費	1,605百万円
営業取引以外の取引高	1,145百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の数	普通株式	1,571,063株
------------------	------	------------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産：退職給付引当金、賞与引当金

繰延税金負債：その他有価証券評価差額金、固定資産圧縮積立金

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称	資本金又は 出 資 金	議決権等の 所有割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社高砂インターナショナルコーポレーション	20,000千円	100%	ロイヤリティの 支払他 役員の兼任	資金の貸付 (注 1)	200	関 係 会 社 短期貸付金	4,200
					債務保証 (注 2)	965	—	—
子会社	Takasago International Corporation (U.S.A.)	USD 千 145,800	100%	当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売 (注 3)	4,321	売 掛 金	1,638
					資金の貸付 (注 1)	△111	関 係 会 社 短期貸付金	156
					資金の貸付 (注 1)	984	関 係 会 社 長期貸付金	4,205
					債務保証 (注 2)	7,150	—	—
子会社	Takasago International Chemicals (Europe) S.A.	EUR 千 2,157	100%	当社製品の販売 役員の兼任	資金の貸付 (注 1)	1,538	関 係 会 社 長期貸付金	2,827

取引条件及び取引条件の決定方針

(注 1) 市場金利を勘案し、利率を決定しております。

(注 2) 子会社の財政状態等を勘案し、保証料を決定しております。

(注 3) 一般的な市場価格を勘案し、取引価格を決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|-----------------|----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 572円 28銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 20円 27銭 |